

大阪府環境影響評価審査会規則

平成十年三月三十日
大阪府規則第三十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第三条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審査会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

(報酬)

第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、環境農林水産部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七五号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第七二号）

この規則は、平成二四年四月一日から施行する

附 則（平成二八年規則第九三号）

この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

(参考)

大阪府附属機関条例別表第一第一号（抄）

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府環境影響評価審査会	大阪府環境影響評価条例(平成十年大阪府条例第三号)第四条第三項、第八条(同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条(同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十九条第四項(同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する事項、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第三条の三第一項に規定する配慮書の案又は配慮書及び同条例第四十二条第二項の規定により同条例の規定を適用しないこととした市町村又は <u>府に隣接する府県若しくは当該府県の区域内に存する市町（府の区域内に存する市町村に隣接する市町に限る。）の環境影響評価に関する条例その他の規程の規定により知事が応じる協議の結果に基づき知事が意見を述べる対象である同条例その他の規程に規定する配慮書、方法書、準備書又はこれらに相当する書類についての環境の保全に関する専門的な事項並びに環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある対象事業についての調査審議に関する事務</u>